

事業名	「5つのレス」で新しい日常に対応 利便性向上のため「押印レス」を実現します！
------------	---

ここが ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◆「対面レス」、「ペーパーレス」、「押印レス」、「混雑レス」、「キャッシュレス」の5つのレスを推進します。 ◆すでに廃止済の申請書等約700種類と合わせて約1700種類の申請書等で押印不要となります。 	事業費	—
---------------------	---	------------	---

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、区は、これまでも積極的に進めてきた行政手続きのオンライン化等をさらに推進するため、「ICT等を活用した行政サービスの利便性向上に向けた取組指針」を策定し、行政サービスの利便性向上や効率化を図ります。

取組指針の基本的考え方

(1)誰もが来庁せずに、いつでもどこでも必要な行政手続きを行うことができる、より利便性の高い生活の実現を目指して、「対面レス」、「ペーパーレス」、「押印レス」、「混雑レス」、「キャッシュレス」の5つのレスを推進します。

(2)5つのレスを推進するため、事務処理方法等を抜本的に見直します。

(3)令和2年度から令和4年度までを集中取組期間とし、「行政手続きのオンライン化」及び「キャッシュレス化」について、優先的に取り組みます。次期港区基本計画の最終年度である令和8年度末には、原則として**すべての行政手続等のオンライン化を図ることを目標**とします。

主な取組内容

対面手続から
非対面手続へ
の転換

キャッシュレス
の積極的な
推進

窓口等の混雑を
発生させない
工夫


合計約2,500種類の申請書等のうち

- ・押印廃止 ⇒ 7割弱(約1700)
- ・法令等に基づき押印義務あり ⇒ 3割強(約800)

「押印の義務付け廃止」や「デジタル化」により押印レスを実現します！

- 区民や事業者等向けの申請書等
 - ①法令等に基づき押印が義務付けられている場合を除き、原則として申請書等における押印の義務付けを廃止します。
 - ②書面、対面に限っていた行政手続のオンライン化を図ります。
- 内部の手続き
 - ①書面による手続きを見直し、電子決裁等による対応に変更します。
- 契約・支出に関する手続き
 - ①押印以外の手段による意思表示が困難な契約・支出については、押印を不要とするため、電子契約や電子署名の導入に向けた検討を進めます。

原則令和3年1月までを目標に約1700種類で押印義務付け廃止

問合せ 	課長	区役所改革担当 加藤
	☎	03-3578-2625(直通)
	係長	企画課 企画担当 菊池
	☎	03-3578-2087(直通)